

第6回企画部会 議事録

1 日 時 令和2年3月30日（月）10:10～11:35

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（部会長）、椿 広計（部会長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省財務総合政策研究所資料情報部主任調査官兼大臣官房総合政策課併任内閣官房統計改革推進室統計分析審査官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、経済産業省大臣官房統計調査グループ統計企画室長

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 題 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について

5 議事録

○北村部会長 時間になりましたので、ただ今から第6回企画部会を開催いたします。

それでは、議事に入る前に、配布資料について事務局から簡単に御説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 お手元の資料について、議事の説明と併せて確認させていただきます。

本日は、前回に引き続き、公的統計基本計画の変更について審議いただきますが、本日、新たに配布した資料は2つです。資料1が、委員の皆様から頂いた御意見等の一覧、資料2がこれらの御意見等に対する総務省政策統括官室の回答となっております。前回部会で配布した資料を含め、不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

事務局からは以上です。

○北村部会長 それでは、審議に入りますが、前回の部会や、その後において、委員の皆様から多数の意見を頂きました。本日、資料1として取りまとめてあります。

当初は、総論として全体を俯瞰していただいた後、各論として幾つかの項目について確認、審議いただくことを想定しておりましたが、幅広く意見を頂きましたので、それらに

ついて内容区分ごとに順に議論することにしたいと思います。

なお、昨今の情勢に鑑み、会議を効率的に進めたいと考えておりますので、説明者の皆様はポイントを絞った説明をお願いいたします。

それでは、まず、今回の計画変更全般について、総務省政策統括官室から御回答をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 よろしくをお願いいたします。

まず、資料1が委員の皆様から頂いた御意見を一覧にしたものでして、御意見ごとに答えを記載したものが資料2となります。これからの審議では、資料2を用いて順にお答えしてまいります。その前に3点、お断りをさせていただきます。

1点目は、区分によっては案件ごとに説明担当者が代わりますので、あらかじめ御了承ください。

それから2点目、各意見を枠囲みにし、その下に回答というスタイルで記載しており、枠囲みの右下にページ数を振っております。これは、前回、3月16日開催の第5回企画部の資料1、要は、今回の計画変更を溶け込ませた全体版のページ数ですので、適宜御参照ください。

最後、3点目です。私どもからの回答ぶりについてですが、頂いた御意見の中では、基本計画の記載ぶりも含めた検討が必要との御意見もありました。ただ、本日の段階では具体的な記載ぶりのイメージをお示しするところまで至っておりません。申し訳ございませんが、そういった部分につきましては、回答の中に「引き続き検討」と記載しておりますので、しばらくお時間を頂ければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

それでは、今回の計画変更全般についてお答えします。御意見の番号は、1番と2番になります。

まず1番ですが、「はじめに」という冒頭の部分、こちらで計画改定の背景、現状認識等を、より明確に記述してはどうかという御意見を頂きました。私どもからの回答としては、今回の基本計画の変更は、委員会から頂いた再発防止策や、総合的対策で提言された取組を盛り込むことを主目的にしており、事案の背景や詳細につきましては、これまでの提言の中で既に記載されておりましたので、そういった役割分担も踏まえ、原案では経緯を簡潔に記載するにとどめておりますが、記載ぶりについては、御指摘を踏まえ、少しお時間を頂ければと考えております。

2番については、野呂委員から頂いた御意見で、今回の変更の方向性については御賛同いただきつつも、リスク管理の強化ということが後ろ向きの印象を与えるだけではよくないということで、もっと積極的な意味合いを記載できないかということでした。

回答部分ですが、もちろん私どもといたしましても、今回の取組、それが抑制的な働きを意図するという事だけを念頭に置いているものではなく、公的統計のいわば進化のための取組として必要なものと認識しております。ですので、記載ぶりについては、御指摘を踏まえ、先ほどの1番同様、少しお時間を頂けたら、何がしかのものが記載できると考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

計画全般に関しまして、以上のとおりです。

○北村部会長 ただ今の御説明について、御意見、再確認等ありますでしょうか。

神田委員、大丈夫ですか。野呂委員はよろしいですか。御発言ありますか。

○神田委員 ありがとうございます。はい、お待ちしております。よろしく申し上げます。

○北村部会長 それでは、この最初の変更の全般についての取組については、事務局において引き続き検討をお願いします。

次の項目は総合的品質管理の部分です。事務局から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 それでは、引き続きまして、総合的品質管理の部分について御回答いたします。頂いた御意見の中で一番問い数が多い、一番厚いところですが、時間の関係もありますので、回答としてはまとめてさせていただきたいと思います。3番～12番までの10問になりますが、御了承ください。

まず3番ですが、(4)アの冒頭部分について御指摘を頂いています。要は、PDCAサイクルなどの総合的品質管理に関して記載しておりますが、その前文のところ、統計精度を確保しつつ、効率的な作成、提供に努める等のくだりがあり、負担軽減、効率化、PDCAサイクルというものが一緒に出てくることで効率化の位置付けが曖昧になっているので、その趣旨をもう少し明確に整理できないかという御意見でした。

これにつきましては、まず、今回の基本計画の作り方が、第Ⅲ期基本計画の一部変更ということになっており、既存の記載をベースにして文章を何とかやりくりしているところがあります。御指摘いただいた部分もその一つですが、記載の趣旨としましては、4ページの1つ目の丸印のとおり、品質管理について語る前提として、統計調査を取り巻く状況を総括的に記載しているの、結果としていろいろな要素が含まれるということになっています。

回答にも記載したとおり、行政記録情報等の活用、オンライン調査の推進、報告者の負担軽減については、ほかに別項を設けて整理をしておりますが、御指摘を踏まえ、記載ぶりについてはお時間を頂ければと思います。

続きまして、4番以降、担当が代わりますので、お願いいたします。

○柴沼総務省統計委員会担当室次長 続いて御意見の4番につきまして、回答いたします。

まず、前回の第5回企画部会において、部会の資料7「統計作成プロセス改善の取組（イメージ）」については、次回の部会で説明するとしていたところです。その資料も併せて御覧いただきながら説明いたします。

資料2に戻りまして、4番を御覧ください。統計幹事による事後検証、統計監理官等による第三者監査、統計分析審査官による分析審査などの役割分担、実施のタイミング、頻度等についてのイメージがつかみづらいという御指摘です。

事後検証につきましては、昨年の統計委員会建議の再発防止策を踏まえ、調査対象の範囲、報告者の数、調査事項、調査方法等といった調査の基本的な枠組を定める調査計画について、調査実施者である各府省自らが、統計幹事の下で、定期的かつ継続的に調査の実施結果を振り返って、調査計画がこれでよかったのかどうか、また、調査計画と実態に何か相違するようなことはなかったか、ということのチェックを求めているものです。

実施のタイミングとしましては、調査の基本的な枠組みである調査計画をチェックして

いくということですので、例えば3年や5年に1回やるような周期調査であれば、調査が終わった後に次回の調査の企画立案よりも前に、この振り返りをさせていただくということが考えられます。月次調査や1年よりも短い周期の調査であれば、さすがにその都度行うというわけにはいきませんので、数年に1回といったタイミングで行うといったことが考えられます。具体的なやり方については各府省と協議をしてみたいです。

今申し上げたのは調査の基本的枠組みについてのお話でしたが、この資料7で言いますと、Pのところから下へ伸びて、「調査計画に基づく調査実施プロセス」と記載してあります。詳細の企画・調査準備では、例えば民間委託の仕様書作成、審査・集計システムの設計、調査従事者への指示・研修等といった様々な作業が発生します。実査であれば、調査票の配布、回収、督促を適切に行っていくということになります。また、審査・集計段階ではエラーチェックがしっかりと行われているかということです。これら全体にわたって、記録や秘密保持が適切に行われているかということが重要になってくるわけです。各統計調査の実施府省においては、このような細かなプロセスの適正さに目を光らせるということですが、こうした細かな調査実施プロセスの品質、そのために、資料7にありますとおり、今までは民間活用ガイドラインなど様々な取組を行ってまいりましたが、この品質を確保する上で重要な取組の一つとして、統計分析審査官による分析審査というものがあります。

これも、統計委員会から建議を頂いた再発防止策において、統計の品質を高めるために、調査の実施担当の課室とは別の立場から審査を行うという提言を踏まえ、既に始めているものです。

調査の公表に向けて審査・集計の中で行っていくというのが主な役割ですので、実施のタイミングとしましては、集計段階において、公表までの間の審査業務の中で分析審査が導入されるように取組を進めているということです。

もう一つ、総合的対策の中では更に一歩進めまして、品質の高い統計を作成するために、個々の細かな調査実施プロセスで行わなければならない「要求事項」を統計委員会において取りまとめ、統計監理官等による第三者監査を実施することが求められております。これによって、この調査実施プロセスの中で外からはなかなか目に見えにくい、きちんとした品質が保たれているのかということにつきまして外部の目から客観的に確かめられるということになります。

この実施のタイミングとしましては、今後、統計委員会で具体化していく段階で検討されていくものと考えておりますが、例えばですが、適切な時期を選んで随時行うということが考えられます。

続きまして、資料2の4ページの5番と6番です。

5番は、前回の企画部会で配布された資料1の31ページの記載ぶりに関わるもので、原案では、「このため」以下に記載された数々の取組のうち、どれがPDCAサイクルに該当するのか分かりづらく、PDCAサイクルの取組を明確に規定することが必要ではないかという御意見でした。PDCAサイクルが該当するのは、「各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の

見直しに反映する」の部分ですが、その後に「ほか」と続けて、長い文章になっていることで分かりにくくなっていると思います。記載ぶりにつきましては、御指摘を踏まえ、引き続き検討してまいります。

続きまして6番の品質保証については、これまでの取組が、今回の不適切事案を防止できなかった理由を明記した上で、PDCAサイクルを導入する必要があるのではないかとこの御意見です。この品質保証に係る取組については、これまでの基本計画でも記載され、品質表示の充実等に取り組んできたところですので。この点につきまして、先ほど申し上げた統計委員会から建議いただいた再発防止策で、こうした状況の中でも、基幹統計調査及び一般統計調査において承認された調査計画どおり作成されていないものが多く見られたことから、調査計画が軽視されていた事実を看過すべきではないとの認識が示されたところですので。

今般の基本計画改定案では、「統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、統計作成プロセスに問題のある統計が確認された」と簡潔な記載になっておりますが、御指摘を踏まえ、記載ぶりにつきましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

一旦、他の担当と代わります。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 続きまして、7番目のBPRについて、川崎委員からBPR手法の検証に誤りが発生している統計などが例示されているが、これらの統計をどのような方法で特定していくのかという御質問です。

過剰な負担を懸念されての御質問と承知していますが、この特定に当たりましては、書面調査やその後のフォローアップなどを行う予定ですので、新たに、全ての統計に照会をかけるようなことは現時点で考えておりません。その上で、対象統計につきましては、各府省と相談しながら、年数件程度、無理のない範囲で選定することを現時点では想定しています。ただ、これも、各府省とも相談中ですので、実現すれば無理のない範囲できちんと進めていきたいと考えているところです。

○柴沼総務省統計委員会担当室次長 続きまして、8番の統計委員会の「要求事項」の取りまとめの内容が不明確であるので、具体的なイメージを提示してほしいという御質問です。統計委員会の本来の役目は統計精度の向上を目指すことにあり、それについては、建議や諮問審議での課題提示等の仕組みがあることから、この要求事項は業務プロセスに関することだと考えるが、どのように取りまとめるのかという御質問です。

この第三者監査につきましては、まさに御指摘のとおり、調査計画の調査実施プロセスの業務プロセスと呼んでいただくものに該当するもので、それについて一定の水準を満たしているかどうかということ、調査実施者以外の外部の目から客観的に確かめるために行うものなので、個別調査の調査計画についての諮問審議や、統計技術上の指針を建議などで新たに定めるという活動とは異なります。

ここでいう「要求事項」については、国際的な品質マネジメント規格であるISO20252などを踏まえつつ、一連の統計作成プロセスにおいて標準的に行うべき事項が、現場での確に管理・履行されているかということに主眼を置いて示すことを想定しています。

具体的なイメージにつきましては、今回まだ間に合っておりませんので、次回以降、更に整理した上で御説明したいと考えております。

引き続き9番について御説明いたします。調査計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載することについて、統計利用者にとって利用上の便宜に資するとの視点を忘れずに取り入れてほしいということです。また、調査計画の一覧を掲載するサイトというのが、統計データの所在案内としても優れた役割を担えるので、その観点からサイトを設計して、e-Statの中の機能に位置付けてほしいという御意見です。

これにつきましては、まさに御指摘のような統計調査の所在案内として、統計利用者の利用上の便宜に資する観点も重要と考えています。

他方で、予算面や技術上の制約などもありますので、どのような対応が可能かについて関係機関などとも具体的な検討を進めてまいります。

続きまして10番ですが、「政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定」とあるが、ここで対象とする統計としてどのようなものを視野に入れるのか、この種の統計には様々な種類のものがあり得る中、やみくもにガイドラインを作成しようとしても作成しにくかったり、非現実的なものとなったりするおそれがあるので、何を対象としようとするのか議論をきちんとしておくことが必要という御意見でした。

これにつきましては、現在のところ、具体的にどのような統計を視野に入れてガイドラインの策定を検討するかということについて明確になっているわけではありませんので、統計委員会における議論も踏まえつつ、関係府省と具体化を図ってまいりたいと考えています。

それでは、次の11番から別の担当に代わらせていただきます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 それでは、11番ですが、宮川委員から、統計法施行状況報告の見直しについて具体的な内容が不明であるということ、そして、統計委員会の本来の機能、役割を損なうことなく見直しが行われることが必要という御意見を頂いております。

資料6ページから7ページに回答を記載しておりますが、まず、前段の施行状況報告の内容について、1つ目の丸印のとおり、従前から大きな区分で申し上げますと、基本計画の進捗状況、それから統計法の各条項の実施状況などについて、前年度1年間の状況、活動実態をまとめるものとして行っており、この骨格自体は全く変わりません。これからもこれでやってまいります。

後段の統計委員会の役割との関係ということですが、現在、こういった中身、内容の見直しを考えているかについては、今回の基本計画変更によって新たな報告事項が追加される、一方で、各府省の報告負担を考慮した効率的な報告の実施、回答してもらおうときになるべく各府省の負担が少ないような形で発注をかけるということを想定しております。ですので、今までの施行状況報告の基本的な姿に変更はなく、宮川委員御懸念の統計委員会の本来の役割を損なうものではないということをお認めいただければ幸いです。

○田村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 続いて、12番です。神田委員から、

統計コストの3年間の2割削減の部分について、P D C Aサイクル等の取組に記載してあるが、性格が異なるのではないか、記載の整理が必要なのではないかという御意見を頂きました。

これにつきましては、先ほど出てきました御意見の3番で記載ぶりを整理させていただくという回答をさせていただいておりますので、そちらの整理と併せて、引き続き検討させていただければと思います。

総合的品質管理に関する回答は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ただ今の説明について再確認、追加的な御質問があれば承りたいと思いますが、何かございますか。まだ検討中とか、答えが出てこないものもありましたが。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 御丁寧な説明をありがとうございます。私の質問の部分もそうなのですが、委員の方々からの質問の部分を見てみると、やはり、どうも今回の説明の趣旨はもちろん、統計作成プロセスの見直しということに主眼が置かれているのですが、何かこう一般的に、質の向上を維持する、または、そういう質を担保するような基準と、各個別統計において考慮しなくてはいけない部分とが混在していて、よく整理されていないからこうした質問が出てくるのかなと思います。

例えば、要求事項ということで統計委員会がやるときに、それでは、I S O 20252 という部分で、何か一般的な基準を我々が提示して、そこに各統計を当てはめていくようなことをイメージしているのかどうかというと、意外とそうでもないようです。かつ、これまでの統計委員会がやってきた施行状況報告の部分は、本質を損なうことなく効率化するというのであれば、余計に標準化の基準みたいなものがあって、そういうチェックシートみたいなものもしていかないと、なかなかこれだけ業務プロセスのことまで踏まえて考えていくと、効率化できないのではないかと思います。そういう部分がきっちり書き込まれていないような気がして、それで何を想定しているのかというようなことを聞かざるを得ないということになると思うのです。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに何か。

椿委員。

○椿委員 宮川委員のおっしゃられたことは、もしゼロからこれをやるのだったら全くそのとおりだと思います。しかし、一方で、内閣府統計委員会の時代に樋口委員長が日本品質管理学会に対して、要するに、統計委員会自体では統計プロセスの質保証ということがなかなか難しいので、委託研究を行って、3年間やった段階で、日本品質管理学会は、品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス—指針と要求事項—」というものを200部、もう刷って市販しているわけです。これももちろん、実は私、2012年か2013年ごろ、まだ統計委員会の委員だったときに、この統計委員会の場で、どのような研究成果になったかということは報告しております。つまり、これ、本当にゼロからの出発だったら、全く統計委員会の中でこんなことを検討できるはずがないと私も思うのですが、3年間にわたって、少なくとも総務省、経済産業省、厚生労働省、内閣府、日本銀行と、それから、恐ら

く当時はむしろ民間委託ということを考えていたために、日本マーケティング・リサーチ協会の方、それからISO20252の国内委員会の担当の方々が、品質管理学会の研究会の中でいろいろ議論してまとめたものがあります。

ただ、今回、私がつくづく思うのは、そういういわゆる規格的なものを学会規格まで作った段階で、その先に、やはり今回のような、本来やるべきことがやられてなかったということに対する抑止ということが、恐らく昨年来の統計委員会の審議の中で、その次の、もう少し具体策ということが考えられてきたのではないかと思うのです。

もし可能ならば、今日、実は私、その経緯や何かに対しての具体的な資料を用意してなかったもので、この部分が審議に当たる段階において、例えば私自身で、当然、日本品質管理学会に学会規格の提供などを求めることはできると思いますので、その種のことを少し、審議の際にお時間を頂戴できればと考えているところです。よろしく願いいたします。

○北村部会長 ほかに、何か御質問ありますでしょうか。私も今、椿委員がおっしゃった時期にいたので記憶にあります。機会を見つけて御説明いただければと思います。ほかに今の部分について何か追加はございますか。また、戻っても構わないと思いますので、それでは、次の課題に移りたいと思います。

統計の重要度に応じた管理というところについて御説明をお願いします。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 13番～15番につきましては、私からまとめて説明させていただきます。

まず、神田委員から、統計の重要度に応じた管理について、記述が曖昧ではないかということ、それから、具体的に誰がそれを区分して、リソースの集中、業務軽減の検討をすることになるのかという御質問と、その部分についてできるだけ明記してはどうかという御提案です。

現状ですが、一般統計調査の重要区分は、統計作成プロセスの管理コストに影響しますので、まずは内閣官房において各府省と素案の検討を行って、統計委員会に御報告をさせていただき段取りを考えています。

本文を御覧になっていただいていると思いますが、本文ではなくて、基本計画の別表には、その旨、内閣官房が検討し、総務省が区分を決定するということを明記しています。ただ、統計の管理に関するリソースの集中の在り方や業務軽減の在り方については、先般、提出させていただいております工程表にも、総務省が中心となって検討するという事になっており、具体的な中身がまだ決まっていないということで、引き続き検討中であることをお伝えさせていただきます。

次に、野呂委員から、必要性の低下した統計の廃止の意味の中身について、極端な話ですが、必要性がないものについては、きちんと廃止をするのか、それとも、他の統計と代替できるものがあれば、そういったものの統合を含んでいるのかという御質問を頂いています。

御指摘のような、他の統計で代替できるために必要性が低いと判断されるものも想定していますし、必要性の低下した統計の廃止には、府省を超えた統合も含んでいると承知しています。

それから、最後の、今ある統計の統合や廃止を検討した上で、残った統計について管理の濃淡を検討すべきではないかということですが、時代の変化に合わせた統計の体系の在り方については、これまでも数次にわたって検討されてきており、過去には数を減らすという目標に向かって、形式的な統合の検討もされたということも承知しております。今回はあえて、どのように考えていくかということで、利用の視点による重要度の分析を管理の濃淡と併せて検討した上で、廃止や統合を検討するというフレームでいかがでしょうかと考えているところです。

私からの説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明について、質問、確認事項はございますか。野呂委員の御意見に関する部分が結構あったと思いますけど。

○野呂委員 統計に限らず、長く続けたものをやめることや、統合することは非常に難しいことなのですが、ただ、今後、いろいろな社会の変化を考えると、統計は増える一方だと思うので、いくらP D C Aや第三者のチェックをやったところで、これはもう追いつかないことが見えていると思われまます。やはり1つ増えたら1つ減らすぐらいのつもりでないと統計の精度は守れないと思います。そういう意味で、このような大きな統計の問題が起こったときや、更に言うと、今回の新型コロナウイルスのような非常時にこそ思い切った削減ができる。しかしながら、今回の計画を見ると、そのところが、これまでのような、やや総論的な、無駄を減らしましょうという程度なので、やはりもう少し踏み込んで、本気で減らすということでないといけないと考えます。削減しても障害がないものだけではなく、一定程度の不便があったものについても削減し、何か別の統計で代替してやっていくという強い決意がないと、今回の精度向上策や、合理化策というものが、なかなか実現できない計画になるのではないかと思います。そこは少し気になるところで、もう一段の統廃合を強くうたってほしいという気がいたします。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 野呂委員のおっしゃることもごもっともかもしれませんが、卵が先か鶏が先か、どちらかで濃淡を付けて、それをきちっと管理をしていく、若しくは先にそれを決めて後に濃淡を付ける。多分、考えていることはそんなに変わらないと思いますので、御相談させていただきながら検討させていただきたいと存じます。

○北村部会長 ほかに御質問ありますでしょうか。

神田委員。

○神田委員 明確にしていきたいというのは、そもそも、見直しが1回きりで終わるものなのか、よく分からない点です。要するに、具体的な言いぶりです。重要な統計を区分して確実に行うというのは、不断の見直しが必要なのですが、何か、あたかもその見直しが1回で終わるような印象があるので、その辺の書き方も丁寧にしていただければと思います。多分不断に、常に見直しをしながら、時代に応じた統計の管理の在り方というものを見ていくのだと思いますが、その辺りを明確にさせていただければと思っております。引き続きよろしく申し上げます。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 例えば、例示的に今回統計をいろいろ

る色分けして管理をしていくということですが、その管理の範囲につきましては、随時見直しをしていくということも想定しておりまして、とりあえず考えながら、その時々合った対応をしていきたいと考えています。

○**神田委員** おっしゃっていることは非常に賛成いたします。そういうものは、明確に文章に分かるような形で書き込んでいただけると大変いいと思っております。

○**北村部会長** 文章上の工夫はさせていただきたいと思えます。

清原委員。

○**清原委員** ありがとうございます。今の議論を聞かせていただいて、なるほど、統計の重要度という場合の重要度をどのような指標で判断するのかということが課題ではないのかなということも改めて確認しました。例えば、利用頻度が高いから重要なのかということ、そういうことだけでもないようで、例えば、国や自治体の政策形成、あるいは民間の判断の中で、相対的に重要で、件数は少ないけれども使われているというものもあるでしょうから、この統計の重要度と言った途端に、重要度、重要性をどのように判断していくかということについて、一定のこれまでの知見というか、そういうものも補足していただくことが重要かと思いました。

すなわち、統計リソースの状況から、もちろん、削減あるいは軽減すべきということについては、これまでも諮問などで見られたことですが、やはりこの「重要度」という言葉が項目に明確に出ておりますので、その辺の考え方について、あるいは、それを判断するときの統計委員会の役割であるとか、そうしたものについても付記してあることが安心感を高めるのかなど、このように思いました。よろしく申し上げます。

○**上田総務省政策統括官(統計基準担当)付参事官** 統計の重要度の区分に関しましては、非常に難しい問題であると思っておりますが、我々の今の考え方といたしましては、何らかの基準をきちんと作った上で、その基準に照らして、重要か、そうでないかを分けていくということです。それでは、その重要度の基準は何かと申しますと、現在検討中でして、いずれにしても、一定の基準を決めて区分をしたところで、統計委員会には何らかの形で御報告をさせていただきたいと考えておりますので、恐縮ですが、少しだけお時間を頂ければということです。

○**北村部会長** ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

今の点について、重要度の基準というものはなかなか難しいと思うのですが、検討していただければと思います。

よろしいでしょうか。また戻っても構わないので、次のトピックに移りたいと思えます。統計部局による広範な支援というところについての御回答をお願いします。

○**栗原総務省統計委員会担当室次長** 9ページの16番です。統計監理官となる者の例示の中に若手研究者が挙げられておりますが、統計作成プロセスを監査するのにふさわしい存在と言えるかという御質問を中村委員から頂いております。

こちらですが、総合的対策におきまして、中央統計機構（総務省）に「専門家（品質管理の専門家・実務家、若手研究者等）」という形で例示させていただいておりますが、そういう方々をプールして統計監理官として各部署に派遣することとされております。統計監

理官には、統計作成プロセスに関する監査の実施のほかに、それぞれの専門性を生かした助言等を行っていただくことも想定しています。

統計作成プロセスの監査につきましては、別途定められます品質管理の要求事項に基づいて行われることとされており、監査を担います統計監理官につきましては、品質管理に関する必要な知識や経験等を有することが求められるところです。このため、監査の担い手としましては、品質管理に関します十分な知見等を有する者を選定してまいりたいと考えております。若手研究者の場合も、そのような観点からふさわしい者であるかどうかをよく検討していくこととなりますが、将来的な担い手の裾野を広げていくということも視野に入れながら、それぞれの専門性を生かした助言等を通じた支援などの面で貢献いただくことも考えられるところです。

なお、統計監理官につきましては、統計研究研修所による支援も受けながら活動を行うことができるようにすることを考えているところです。

いずれにしても、今後、統計監理官の候補につきましては、よく検討してまいります。必要な専門性等を有するかなど十分に考慮して、適切な者を選任していきたいと考えています。

○北村部会長 中村委員、今の説明でよろしいですか。

○中村委員 若手研究者の育成は非常に重要なことだと思いますが、統計実務を監査する統計監理官が若手である必要はないと思っただけです。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 今回の御説明と少し繰り返しになりますが、もちろん、きちんとそのような知見等を有する者を統計監理官として選定していくということです。その上で、必ずしも監査だけではなくて、その専門性を生かした助言等を行っていただくということも考えておりますので、そういった面で、場合によっては協力というか、貢献いただくこともあり得ると考えているところです。

○北村部会長 ありがとうございます。この点について、何か追加的な御質問がありますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今のやりとりを聞きながら、そういえば、昨年の統計行政新生部会の中での議論を思い出したので、少し補足的に申し上げますが、今の中村委員の御指摘の若手研究者の若手でなければいけないのかといたら、おっしゃるとおり、若手という言葉が年齢差別的に使わない方がいいのかもしれないと思うので、私も、若手ということを明示的に書かない方がいいのではないかという気はしています。ただ、統計行政新生部会の中で、どうしてこんな議論になったのかと振り返ってみますと、シニアな研究者は忙し過ぎて、こういう統計監理官のような仕事の引き受け手がないだろう、それから、統計の作成プロセス、実務的なことも含めて、よく知っている人というのは、そもそも研究者の中には少ないだろうということがあったので、若手研究者を将来のすぐれた統計監理官に育成することも兼ねてやっという趣旨を込めて、こんな言葉を書いたような、入れたような記憶がございます。

ですから、おっしゃるとおり、若手にこだわる必要はないということ、それから、育成といいますが、統計監理官として一生涯プロとしてやっという人は恐らくそんな

にいないわけで、監理の仕事をしてみたり、あるいは研究に戻ったりという格好になるだろうと思います。ただ、統計監理のプロセス、仕事をしてみますと、恐らく統計の利用や研究にも役に立つ知見が得られると思いますので、そういう意味での育成ということなのだと思います。記載ぶりとしては、そのような趣旨が盛り込めるように書いていただけたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。この点については、私も人材の育成ということは大変なのかなと思っていますので、記載ぶりを考えていただきたいと思います。

追加的に御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

では、次も関係しているのですが、専門人材の育成についての質問です。

○田村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 続きまして、専門人材の育成について、資料の10ページと11ページ、17番～20番について説明いたします。

まず、17番の「統計データアナリスト」と「統計データアナリスト補」の記載について、この資格は既存なのか、あるいは新設かという御質問については、今回新設するものです。

さらに、新設ならば、どのような人が対象となるのかということと、18番の、新設する場合には、学会や産業界あるいは学生等にも開放していくべきではないかという御意見を頂いています。

まず、対象となる者は、17番の回答にあるとおり、国家公務員を基本とし、更に地方公務員の方も対象になるということです。また、公的統計の作成部局に限らず、政策部局など他の部局の職員でも取得できるようにしているということです。

18番については、民間に開放するという点を現時点で念頭に置いているわけではありません。17番にあるとおり、資格保有者を当面5年間で集中的に確保、育成を行った上で、統計調査の設計や実施の際に、それぞれ統計データアナリスト、あるいは統計データアナリスト補の管理下において行うということを念頭に置いている資格です。また、この資格保有者については、資格取得後について、政策部局と統計部局の双方の勤務経験を積ませるなどの育成方法を考えているところです。

学会、産業界、学生等に開放するという意味での国民全体の統計リテラシーの向上については、18番の回答のただし書きにあるとおり、別途、「AI人材戦略2019」に基づき、文部科学省が、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進めていくこととされており、総務省もこの取組に協力を行うこととしています。そのような形で、国民全体の統計リテラシーの向上に寄与し、貢献していくことを考えています。

続きまして、11ページの19番です。統計の作成のみならず、政策の立案支援も行うことができる資格の基準、授与あるいは対象者については、どの組織がどのような視点で議論を進めるのかを明記する必要があるのではないかという御指摘を頂きました。これにつきましては、人事政策に関連することになりますので、各府省の現状の実情を踏まえて、各府省と十分に時間をかけて検討を行っていくこととしています。

さらに、20番の初任の幹部・管理職向けの研修と幹部候補育成課程は別の課程と史料す

るが、後者は既存のものかという御質問です。幹部候補育成課程は既存の課程であり、統計だけではなくて、府省全体で幹部候補となる管理職を育成するためのものです。したがって、まだ管理職になっていない職員、つまり、主に課長補佐級以下が対象となっています。

「これと『統計職員の育成との連携』の意味が明確でないと思われる」との御意見については、この幹部候補育成課程の中に統計リテラシーの研修を含めるといような可能性が考えられるところですが、現時点ではその課程を所管する内閣人事局と未調整の段階であり、今後調整を行っていくこととなります。

人材育成については以上です。

○北村部会長 ただ今の御説明に関して、御質問、再確認事項あれば。

神田委員。

○神田委員 人材育成の件なのですけれども、今回、資格を作るということですが、仮にその資格を作ったとしても、それが役所のキャリアの中でどのような形で、資格を生かす環境が整備されていないと、資格の価値が生きてこないと思うのですね。そこは、資格を作るだけではなくて、やはり統計という専門性を本当に真剣に役所が育てて作ろうとしているのかどうか、そこの本気度が、やはり全体の人事の中での位置付けをどうするかによって問われていると思うのです。そこは十分時間をかけて検討することは重要だと思っております。その部分を計画の中でも、ある意味で公務員の職業人生という中で、その専門性が生きるような統計の専門家を作るというのですかね、そういうことを是非書き込んでいただきたいと思います。ここは是非お願いしたいところです。

○北村部会長 どうぞ。

○佐藤委員 資格なのですけれども、この資格を誰が付与するのか、それから、付与する主体、これは少なくとも明記しておいた方がいいのではないかと思います。その後のキャリアへの生かし方は、その他の府省との調整も必要かもしれませんが、資格を作るという以上は、付与主体ぐらいいは明記していただけないものでしょうか。

○北村部会長 今の点について。どうぞ。

○田村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 まずは、資格の創設だけでなく、行政官としてのキャリアの環境整備が必要という点については、順番が前後するのですが、資料2の14ページの26番で、各府省の幹事や統計データアナリストになる者が前向きな意思を持って取り組んでいけるように、取り組んだことに対して評価を与えられる仕組みが必要ではないかという御意見を頂いており、資格を取った職員が優秀な職員として評価されて登用されていくように、適切な処遇・配置、キャリアパスの工夫については、これからも検討を行っていくこととしています。

もう一つの、資格を付与する主体については、どのような形で進めていくかということがまだ決まっておりません。基本計画の別表のところでは、担当府省として認定するところは総務省と記載しておりますが、具体的な手続、事務的な手続といったことについては、まだこれから詰めていかなければならないので、その点について御理解をお願いいたします。

○北村部会長 今の点についていかがですか。

それでは、神田委員。

○神田委員 14 ページの 26 の答えのところに記載してある文書については、おおむね見た感じはいいと思うのですが、こういうことを計画の中に記載していくという趣旨でよろしいですか。

○田村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 基本的に人事政策における決定文書との住み分け等、整理が必要になってくる可能性がありますので、検討させていただければと思います。

○北村部会長 清原委員。

○清原委員 前回企画部会の資料 1 の 40 ページに、地方公共団体との関係で今回補足をしていただいております、「研修受講の促進と資質向上を図る一環として、一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、統計データアナリスト等の資格を付与する」と、このように補足されているわけですね。今回も 17 番目の野呂委員の御質問に対しても、答えとしては、地方公務員の方にも取得いただけますということと同時に、「業務資格保有者は当面 5 年間で集中的に確保・育成を行います」ともあります。ここで、今御質問のやりとりの中で、資格付与の主体については総務省を念頭に置いて検討中であるということなのですが、計画に記載するとなると、特に国の職員の方もそうだと思うのですが、地方公務員の皆様にも E B P M の中で、この統計データアナリストや統計データアナリスト補の資格を取ることができるということは重要なメッセージとして受け止められると思います。

そこでやはり、総務省の自治行政局関係の方とも調整をしていただきまして、その資格付与の主体であるとか、資格付与の場合に、国家公務員と併記して「地方公務員も」と記載していただいている以上は、研修と経験と、それをどのような兼ね合いで資格付与するのかなど、結構課題があると思いますので、私は計画に記載していただいた方がいいと支持する立場なのですが、先ほど、人事部門との調整がまだ必要でとおっしゃったので、難しい面もあるのかなと思いつつ、記載していただくとなると、やはりその裏付けのやりとりが必要ですので、是非頑張って、なるべく計画に明示できるようなスピードアップを私からもお願いしたいと思います。

以上です。

○北村部会長 ほかにございますか。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 17、18 につきまして、すぐに一般開放することは大変過ぎるということは非常によくわかりますので、まず官の中で、あるいは地方公共団体で始める、それは理解しているのですけれども、しかし官民で共通基盤を持つということは、少なくとも 2 つの意味で大変大事だと思います。1 つは、利用者から疑義が出ることを一つのチェックポイントにしたいという話があったかと思うのですけれども、実際、我々民の方がどこまで知っているかという、ほとんど公的統計の作り方の中身を知らないということが実態でして、平成 27 年の経済財政諮問会議以降、いろいろな統計改革の議論がありまして、例えば、当

社研究所の研究者もそうした統計改革の議論に参加することで、初めていろいろ、産業連関表の作り方なんかも知ったわけですし、それまでは結果の数値しか見ていなかったという中で、こういう公的統計がどう作られるかということをお官民で知識を共有化することによって、ある意味での深掘りといいますか、チェックも含めてできるのではないかと思います。

もう1つは、人材交流なのですけれども、総務省を始め、いろいろな省庁から経団連に対しても人材を出してくれと言われてまして、その窓口をさせていただいているのですけれども、各企業とも、各府省でどのような業務をしているかさっぱり分からないということが本当のところですし、なかなかそういう分からない中で貴重な企業の人材を出せないという答えが多いのですけれども、官民交流を今後進めていくためには、どういう知識でどういう業務をしているかということをお、もう少し公開していただきたい。基本計画に記載するような資格が知識部分だけでもオープンになりますと、民間においても非常に理解が進むと思います。やや公的統計の作られ方が官の中に閉じこもっているために、民から人を出したり意見を言ったりしにくいところについては、是非深く考えてほしいなと思います。

○北村部会長 官川委員。

○官川委員 基本的に、統計データアナリストというような資格を作り、人材を育てることについては賛成なのですけれども、その名称なのですよね。最近、コロナウイルスの関係で、クラスターやオーバーシュートなどということで、経済学をやっている人はすぐ分かるけれども一般の人には分かりにくいのとよく似ているように思います。この「統計データアナリスト」というのは、例えば、名刺を作って英語に直したときに、いわゆる外国の人にも分かるような名称の方がいいのではないかと。つまり、統計データアナリストと言って、日本でこう付けるなら仕方がないのかもしれませんが、データサイエンティストなど、そういう方が多分、一般的なのだろうと思うので、どうせ新しく名前を作るのであれば、海外でもきちんと使えるような名前にしておいた方が、その人の才能や、その人の仕事の内容などがよりよく分かるのではないかなと、私としては感じました。これは感想ですけれども。

○北村部会長 嶋崎委員。

○嶋崎委員 先ほど野呂委員のおっしゃった、民間に様々な業務内容を公開することの重要性に賛同いたします。昨年度の問題発生の際に、様々な公的統計に対する臆測が先行して、担当者が非常に不快な思いもしましたし、問題がより複雑になったのは、一般の人々が公的統計の実際の作成の仕方等にあまりにも明るくないということが非常に事を社会問題化させたということが根底にあると思いますので、そういったところにもつながると思いますので、是非民間との交流という部分の方向も意識していただきたいと思います。

○北村部会長 ほかに御意見ありませんでしょうか。

私も大学の関係で、データサイエンスや統計検定など、いろいろなものについて関わることはあるのですが、いろいろな資格や検定が乱立しているような状況になると、また、どのような資格なのかが分からないと、混乱も生じるので、いろいろな意味で、民間と公

的な部分、それから、学术界と公的な部分と調整をしていただいて、整理した上で、住み分けをするなら住み分けをするし、相互に利用し合うなら利用し合うような形で整理していただければと思います。よろしいですか。

次の議題に進みたいと思います。職場風土の確立ということについて御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 それでは、職場風土の確立について2問、21番と22番になりますが、21番につきましては表現ぶりの御指摘を頂きました。「総合的対策においては」という書き出しなのに、「である」では少しおかしいのではないかということでしたので、これは、その方向で修正をさせていただきます。

それでは、22番をお願いします。

○田村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 22番です。統計職員バリューについて、清原委員から、職員の倫理的な面、あるいは個人情報保護などに関する意識など、そういったガバナンスに係る側面も含めていただきたいという御意見を頂きました。

この統計職員バリューについては、答えのところに記載していますとおり、総合的対策、「統計行政の新生に向けて」の中で、全文は読みませんが、統計職員の働きや専門性が正當に評価され、誇りを持って職務に当たれるような環境を整えるために、内面を支えるような、そういう内容にすることとして策定するとされているところであり、清原委員から頂いた御指摘のような観点も含めて、今後、統計職員バリューの具体化を進めてまいりたいと思います。

職場風土の確立の部分については、以上です。

○北村部会長 ただ今の説明について御意見ありますか。

それでは、清原委員。

○清原委員 今のお答えについては分かりました。私も、宮川委員が言われたことと重なるかもしれないのですが、前回企画部会の資料1の43ページに、「職場風土の確立、職員の意識改革」の最後の4行のところに、「今後の統計行政に係る目標及び価値を明らかにする『統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）』及び統計に携わる職員の行動理念（統計職員バリュー）を策定する」とあるのですが、これは、ビジョンやバリューと付かない日本語のままのものがいいのか、あえて、少しでも注目されるために、ビジョンやバリューといった言葉を付けるのかなと思うのですが、言葉が幾つもあるのは、先ほどの資格みたいなことになるのではないかと考えています。統計職員バリューの、バリューとは恐らく価値という英語なのかなと推測していますが、趣旨を徹底し、とりわけ私は、職場風土と職員の意識改革というよりも、よいものは残し、継承すべきものは継承し、しかし、不適正事案を受けて、改めて確立すべきものは確立するというようなことだと思って、できる限り、職場からの職員による職場の改革が進むような、そんなトーンで計画を書いていただければとも思いますので、その点も重ねてお願いいたします。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。このバリューという言葉は、統計行政新生部会の報告書の中で出てきたと思うのですが、川崎委員、何か……。

○川崎委員 実は、今更私が申し上げるのもはばかれるのですが、バリューかビジョンかは、どちらが上位概念かということについて実は若干議論があって、本当は非常に分かりにくい言葉であると私も思っております。ですから、個人的にはあまりこの言葉にこだわっていただきたくないということが正直な気持ちです。もう一つ大事なのが、今、清原委員がおっしゃったことで、統計行政新生部会の議論は非常に燃えていたものですから、今にも統計行政新生部会でビジョンやバリューを書きそうな気配になったので、私はむしろそれではまずいので、やはり現場からの盛り上がりで作るべきではないかというようなことを確か申し上げたようなことがあったかと思えます。

ということで、今、清原委員がおっしゃったことに全面的に賛成ですので、是非そういうことを取り入れてやっていただけたらと、必ずしも言葉に捕らわれずにやっていただけたらと思えます。

○北村部会長 ほかにありますでしょうか。

私も、バリューという言葉には捕られる必要はないと思えますので、より適切に理解を得られやすいような表現になるよう、検討していただきたいと思えます。よろしく願います。

では、次の案件ですが、基本計画の実施・運営についての御質問への御回答をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 それでは、基本計画の実施・運営に関してお答えします。該当するのは、質問番号の 23～26 の 4 問です。資料の 13 ページ～14 ページです。

まず、23 番ですが、基本計画実施の責任者は誰なのかということ、また、「府省一体となった推進体制」など、いろいろな用語を使っていますが、ガバナンスの体制を具体的に示す必要があるのではないかという御意見を頂いております。丸印を 4 つほど記載しております。まず、基本計画全体の推進という観点では、総務省が責任を持って推進しているということになりますが、基本計画で定めている個別の取組につきましては、「別表」の「今後 5 年間に講ずる具体的な施策」の中で取組ごとに担当府省を明記しておりますので、該当する担当府省の責任の下で行うという分担を考えております。

また、「府省一体となった推進体制」、あるいは「ワーキンググループ」という用語を使っていますが、そういった取組の中には、単独ではなくて複数の府省で、共同で当たるという場合もありますので、そういった体制作りも必要と考えている次第です。具体的に何かということですが、今、この基本計画案では記載していませんが、統計幹事の方々をメンバーとした統計行政推進会議を筆頭にした会議体を設けております。実務的な検討を行う場合は、課長補佐クラスを中心としたワーキンググループを設けてやっておりますので、今お話ししたことも含めまして、もう少し分かりやすく記載できればと考えております。

また、24 番では、総合的品質管理に関して御意見を頂いております。趣旨としては、今回、様々な取組を盛り込もうとしておりますので、取組の重複や漏れといったものがないように調整役の指定が必要という御意見でした。当然ながら、各種取組は相互に密接に関連します。それは、前回 16 日の企画部会の資料 7 として、それは先ほど、総合的品質管理のと

ころでもお話をしました横紙のポンチ絵ですが、そのような形で相互に関連するものですので、バランス確保も必要と考えております。調整役というか、取りまとめとしては、私ども総務省政策統括官が担うものと理解しております。

それから、25番は、16日の企画部会において、今回取り組むものがたくさんある中で、優先順位であるなど、めりはりを付けないといけないのではないかという御指摘を頂きました。回答としましては、2つ丸を付けております。1つ目は若干の誤解も懸念されましたので、念のために申し上げることなのですが、今回、様々な取組を盛り込みます。ただ、それら全てが令和2年から一斉に始まるわけではなくて、順次、段階的に進めるというものですので、そこは御認識いただければ幸いです。

2点目ですが、具体的な例ということにはなりますけれども、優先度の具体例としては、先ほども話がありました統計の重要度に応じた管理というところが挙げられると思います。そういった中で、重要か、それに準ずるかといったことに伴って、めりはりのある対応を行う、厚くしっかり見ていくのか、それほどではなくて、むしろ今後の継続も含めて見直しをするのかといった、そういった段階的な違いがあるかと思っておりますので、そういった区分も一つの例としています。参考ということで、基本計画の抜粋をそこに記載しています。それが今申し上げた2つ目の丸に該当するところです。

それから、26番ですが、これは先ほどお答えしておりますので、御質問があればお答えするというところで割愛をさせていただければと思います。

○北村部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明について、追加的な御質問、あるいは確認事項があればお願いします。よろしいですか。では、この点については、宿題も残っているようですが、引き続き検討をお願いします。最後の項目になりますが、複数項目にまたがる意見ということで、御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 最後の項目の27番と28番になります。

まず、27番ですが、先ほど用語の問題が出ましたが、ビジョンやバリューあるいはPDCAサイクルといった様々な取組を盛り込みますが、全く新しいものではなく、一から作り上げるのではないという意味で、既存の取組をグレードアップすることを考えていただきたいということで御意見を頂いております。

これにつきましては、幾つかの例示ということで記載させていただいていますが、公的統計の作成について行政機関がどう在るべきかということにつきましては、統計法第3条の2で規定をしております。また、統計組織の行動指針というものについて、今回のビジョン、バリュー、それらを含めたものになるのかもしれませんが、総務省統計局において既に先行事例もあります。ですので、このようなことも踏まえまして、当然ながら一から考えるということではなくて、既存の取組があれば、それを取り込んでグレードアップするという形で、御指摘のとおりに進めてまいりたいと考えております。

それから、最後の28番は、神田委員から御意見を頂きました。枠囲みに3つの項目を挙げておりますが、要約いたしますと、仕組みとして体系化されていない印象があり、相互に関係していることが分かる書き方にするとということが1つと、これらの検討を通じて「統

計専門家が活躍できる分野を開拓していく」という位置付けを与えるように、何らかの形で記載できないかという御意見を頂いているものと認識しています。

こちらについては、別の意見のところでも少し触れたのですが、今回の基本計画の記載ぶりは、第Ⅲ期基本計画の一部変更ということで、既存の構成、あるいは記載を生かしつつ書き直しをしているところがあります。そのため、分かりにくくなっているという御指摘もあるのかもしれませんが、何らかの工夫ができないかと考えておりますので、お時間を頂ければと思います。また、統計専門家が活躍できる分野を開拓していくという御指摘については、先ほども御説明いたしました、用語はともかくといたしまして、統計データアナリスト、統計データアナリスト補を新たに認定して、確保、育成するという取組を進めてまいりますので、この専門家の活躍分野の開拓に寄与できるのではないかと考えております。

ひとまずの回答としては以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ただ今の御回答について、再確認や追加的な質問があれば。

神田委員。

○神田委員 認識としては、今回、毎月勤労統計調査の話や統計の信頼性という、大きな変化の中で、それで計画の改定をする。それで出てきた計画は、みんな期待していると思います。それを見たら、前回のものを少し微修正したという、継ぎはぎになっていて、かえって読みにくいような印象を与えています。

やはり一般の国民、あるいは研究者や統計に関心のある人は、まず計画で、今後何をやるのだろうかということメッセージとして受け取ると思うのです。これまでの議論だの一貫した流れと強いメッセージを計画としては出していく必要があります。今までの議論をしていた人、あるいはエネルギーを割いてきた人たちが何だったのだということになるので、そこは大変だと思うのですけれども、頑張っ、できるだけきれいな形でメッセージを書いていくことがすごく重要だと思っています。

○北村部会長 ありがとうございます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 ありがとうございます。検討したいと思います。今回の基本計画を、そもそも一部改正にした趣旨としましては、第Ⅲ期基本計画を作ったときに統計改革を進めていこうという大きな方針があって、それに基づいて、これまで、個別の経済統計の整備や、基盤整備など、そういったことをやってまいりました。今回、昨年の統計問題もあって、新たな取組を含めて様々な御指摘を頂き、それを盛り込まないといけないというところもあるのですが、統計改革を着実に進めていくという、当初のスタンスに変わりはありません。そこで、新たな御提言について盛り込むという一部改正にしたという趣旨もでございます。

しかしながら、一読いただいて、国民の方も含めて分かりにくいというところもあるかと思いますが、どこまでできるかということについては、この場では御容赦いただければと思いますが、できるだけ御指摘の趣旨も踏まえて、少し時間を頂ければと考えております。

○**神田委員** 修正をすると、今回のことを踏まえて、そこにフォーカスをしろというだけではなくて、統計改革、新しい Society5.0 と言われている中で、私たちは新しいニーズに合った統計を作らなくてはいけない。それも大きな柱として位置付け、それに今回の経験を踏まえて、追加することは追加し、ある意味で、今回の経験を踏まえて、統計改革、本来やるべきことが一体何だったのかというところも一から整理をして、それで書き込むような形にすれば、今までの統計改革の流れは全然止めることなく、更にブラッシュアップをしたものとして出していくということだと思っております。

それなので、誤解しないでいただきたいのは、今までの統計改革の流れは、すごく重要で、それが今回の経験によって、もっと重要であったことが分かったと、そういうような感じで記載していただけると非常にありがたいと思います。定性的な話で恐縮です。

○**北村部会長** 分かりました。ありがとうございます。追加で、ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

この改定するプロセスで、委員長談話という形かもしれませんが、趣旨を明確にして、どういう改善があって、将来に向かってどういう指針を出すかということをつきつきり記載したいと思っておりますので、一般の研究者や統計利用者に分かっているような説明を行いたいと思っておりますし、本文ももう少し書き直すなり、いろいろ検討してもらって、分かりやすい形にしてもらいたいと思っております。

追加で、何か御意見ありますでしょうか。よろしいですか。これで今、一通り項目をざっと眺めてきましたが、まだまだたくさん宿題が残っていると思っておりますので、引き続き審議を行いたいと思っております。今日の議論についてはここまでということにさせていただきたいと思っております。

ただ、新型コロナウイルスをめぐり今後の状況によっては、実際に会議を開催することが難しくなることも考えられますので、統計委員会運営規則の第7条第3項というものがあるのですが、部会の運営に関して必要な事項は部会長が部会に諮って定めるとされていて、状況によっては書面による開催ということも考えて、メールによって御意見を伺うなどして審議を行う可能性もありますが、そういう方法を使ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**北村部会長** ありがとうございます。それでは、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

次回の日程を含め、事務局から連絡をお願いします。

○**櫻川総務省統計委員会担当室長** 次回の企画部会については、現在のところ、4月9日木曜日の午前に開催する予定です。場所につきましては、本日と同じ若松庁舎を予定しております。

なお、今回と前回の部会資料については、お荷物になるようでしたら席上に置いたままにいただければ、事務局において保管の上、次回の部会において席上に御用意いたします。

事務局からの連絡は以上となります。

○**北村部会長** 今日、最後に一言申し上げたいのですが、今月末で櫻川室長が退任されま

す。統計委員会委員一同から、この2年間、統計委員会が最も忙しかった時期だと思うのですが、適切に切り盛りしていただいたことに対して感謝したいと思います。大変な時期、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。(拍手)

何か一言どうぞ。

○**櫻川総務省統計委員会担当室長** 拙い室長で、皆様には本当に助けていただき、感謝しか申し上げることはありません。2年前に就任いたしまして、統計法の改正で統計委員会の機能強化がありまして、統計委員会自体でも以前にはなかったようないろいろな取組も行うことになりましたし、一方で、統計改革の中でいろいろな動きがありましたので、非常に密度の濃い2年間を過ごさせていただいて、全くあっという間だったとは思えない2年間だったなと思っております。本当に皆様には助けていただきまして、ありがとうございました。(拍手)

○**北村部会長** それでは、本日の企画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。